

「石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（案）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和2年7月27日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計12件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	告示内容に賛成する。ケイ酸カルシウム板第一種の密度は特管廃棄物基準の500キログラム/立方メートルを超える700～900キログラム/立方メートルと重く、硬い様に思われるが取り外しでの撤去であっても割れやすく、もろく飛散しやすいので賛成である。	御意見ありがとうございます。
2	ケイ酸カルシウム板第1種は「隔離（負圧は不要）」と記載があったが、負圧は不要でいいのか。飛散しやすいものなら、破砕時は負圧が必要なのではないか。	けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合については、湿潤な状態にすることに加えて、負圧まで行わない簡易的な隔離措置を講じることにより、外部への飛散が抑制出来るとの調査結果が、環境省の実施した石綿含有成形板の除去現場における調査により得られています。そこで、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。）による改正後のもの）では、当該場合には、湿潤な状態とすることに加え、負圧を伴わない隔離を行うこと及び呼吸用保護具を使用することを義務づけることとしています。

3	「作業場所の周囲を隔離（負圧までは求めず、養生シート等で囲うような措置を想定）しなければならないこととする。」となっているが、作業中の発じん、養生解体時の床及び養生に付着している粉じんに対する措置はどうするのか。また処分はどうするのか。	けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去する作業を行うときは、作業場所をビニルシート等により隔離することに加えて、けい酸カルシウム板第1種を常時湿潤な状態に保つこと、呼吸用保護具を使用することが義務となります。 また、現行の石綿則第4条において、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法等を示す作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行うこと等が義務づけられています。そして、この作業計画の作成に際しては、廃棄物の適切な処理等についても定めることが望ましいとされています（平成17年3月18日付け基発第0318003号）。 さらに、石綿則第32条の2において、石綿等を取り扱う作業等に使用した器具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないこととされており、引き続き、これらの措置義務の確実な履行により、除去作業後の飛散防止が徹底されるよう努めてまいります。
4	レベル3建材をバール等（ミニコンボ等の機械解体は不可）で行う場合、レベル1・2建材と同様に負圧隔離の上作業を行わせ、作業員の保護具についても同様とするべき。	いわゆるレベル3建材といわれる石綿含有成形品は、いわゆるレベル1建材といわれる吹付石綿等やいわゆるレベル2建材といわれる石綿含有保温材等（以下「吹付石綿等」という。）と比較して、切断、破碎等（以下「切断等」という。）を行った場合にも石綿等の粉じんの飛散は少ない建材ですが、解体・改修工事において石綿等の粉じんの飛散を可能な限り抑制するため、技術上困難な場合を除き、切断等以外の方法により作業を実施しなければならないこととしました。 ただし、石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板第1種については、切断等を行った場合に吹付石綿等に比べると飛散性

		が低いものの比較的高濃度の石綿の飛散がみられていますが、湿潤な状態にすることに加えて、負圧まで行わない簡易的な隔離措置を講じることにより、外部への飛散が抑制出来るとの調査結果が、環境省の実施した石綿含有成形板の除去現場における調査により得られています。そこで、石綿則及び本告示では、けい酸カルシウム板第1種についてのみ、切断等以外の方法によることが技術上困難な場合に切断等の方法により除去する作業を行うときは、湿潤な状態とすることに加え、負圧を伴わない隔離を行うことを義務づけることとしています。
5	養生内で除去を行った後の空気中に残留しているアスベストを噴霧器や除塵装置を使いアスベスト濃度を下げてから養生を解除する必要がある。	ビニルシート等による隔離を解除する手順については、今後マニュアル等においてお示しする予定です。
6	- 成形されている石綿含有建材いわゆるレベル3建材の内、けい酸カルシウム板第一種のみを規定する内容となっているが、この状況は外壁仕上げ塗材を規定した時と同じように、他のレベル3建材の飛散状況を確認しないでこの部分だけの実験結果を踏まえて告示を規定するものであり、疑問である (この実験又は測定に使用したけい酸カルシウム板第一種の石綿の含有量は明確なのか。その他のレベル3建材は、実験又は測定していないのか。粉じんが飛散しやすいとは、どのような破壊行為からの考察なのか。) - 多くのレベル3建材が存在するので、もっと多くの検証データと比較した上で対象とする建材種を科学的データを元に選定された方が良い。 - 今後も実験等を通じて飛散性が高いと思われる材料を特定し、随時追加していくべき。	建築物の解体・改修工事に関する有識者、関係事業者団体の代表等により構成される「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」(以下「検討会」という。)及び検討会の下に設置されたワーキンググループにおいて、けい酸カルシウム板第1種以外の材料も対象として、これまでに作業現場や実験室で様々な条件(除去の作業方法、飛散防止措置等)下で測定されたデータに基づき、検討を行いました。その結果、けい酸カルシウム板第1種については、湿潤な状態にして作業を行っても、高い濃度での石綿等の粉じんの飛散が認められた事例があったことから、ビニルシート等により隔離を行うことを新たに義務づけるべきとの結論が得られたものです。 今後も、様々な建材、作業等について、石綿等の粉じんの濃度に係る情報収集を継続して行い、必要に応じて規制の見直しを行ってまいります。

	・ 手バラシがほぼ不可能な、岩綿吸音板はレベル2 建材として規制すべき。 ・ けい酸カルシウム板第一種に限らず角閃石系のアスベストを含む成型板類を規制対象にした方が良いのではないか。 ・ 飛散性が高い建材として、フレキシブルボード、波形スレートも対象とすべき。	
7	・ けい酸カルシウム板第一種も届出対象にすることを強く要請する。 ・ 現状レベル3 扱いのものをレベル2 扱いに変更するということか。この措置に伴う大気汚染防止法や石綿障害予防規則の届出の対象になるのか。	けい酸カルシウム板第1 種については、切断等の方法により除去する作業を行うときは、湿潤な状態とすることに加え、負圧を伴わない隔離を義務づけることとしており、集じん・排気装置の設置、前室の設置、負圧の維持等の複雑な設計は不要であることから、計画届等の届出を義務づけることはしていません。 なお、改正内容については番号4 の回答も併せてご参照ください。
8	当改正の施行期日が2020 年10 月1 日になるのは、「けい酸カルシウム板第1 種をやむを得ず破砕する場合は、湿潤な状態とすることに加えて、作業場所の周囲を隔離（負圧までは求めず、養生シート等で囲うような措置）を講じる」ことに対して、と理解してよいのか。	御意見のとおり、けい酸カルシウム板第1 種を切断等以外の方法により除去することが技術上困難な場合に切断等の方法により除去する作業を行うとき、作業場所をビニルシート等により隔離し及び湿潤な状態に保つ措置義務（以下「本告示の措置義務」という。）が、令和2 年10 月1 日から施行されます。
9	「けい酸カルシウム板第一種」や「スレート板」、「石膏ボード」の区別が出来ていない人が多い。改正の際は、「けい酸カルシウム板第一種」の判別の仕方或使用箇所例などを解体に携わる方に解りやすく周知する必要がある。 ケイ酸カルシウム板第1 種は、表面塗装されていることがあり気づかないケースも多い。石綿が含有されていた場合、結構な量含有している場合が多いので、注意が必要。針を刺すなどの調査徹底を周知してもよいのではないか。	改正省令及び本告示の施行に当たっては、関係者の皆様に分かりやすくお伝えできるよう、ご指摘を踏まえつつ周知方法を検討し、周知徹底に万全を期してまいります。

	この材料を特定する具体的な見分け方をマニュアル等で示していただきたい。	
10	分析による石綿建材であるか否かの判定の際、サンプリング作業が必要となる。サンプリング作業時は、当該規定は適用されないという判断でよいか。	サンプリング作業は、事前調査（石綿等の使用の有無が明確になっていない時点）における作業であることから、本告示の措置義務の対象とはなりません。